

消費税率改定に関する経過措置について

水道料金等及び下水道使用料の消費税率は、原則として令和元年10月1日以降に検針した分の料金から10%に改定されますが、9月30日以前から継続してご使用のお客さまには、下記の経過措置が適用されます。

●**令和元年11月検針分の料金**から10%が適用されます。

検針月	令和元年				
	8月	9月	10月	11月	12月
10月検針分 (消費税率8%)		ご使用期間	検針		
11月検針分 (消費税率10%)			ご使用期間	検針	

料金に関する問い合わせ

生活整備課上下水道係 TEL 0175-37-2535 (内線253、254)